

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(平成25年第 1 回久山町議会定例会)

平成25年 3 月22日

午前 9 時30分開議

於 議 場

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

- * 福岡県介護保険広域連合議会の報告
- * 北筑昇華苑組合議会の報告
- * 粕屋南部消防組合議会の報告
- * 篠栗町外一市五町財産組合議会の報告

日程第 3 議案審議

議案第 1 号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減
及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について

議案第 2 号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(25久山町条例第 1 号)

議案第 3 号 久山町障害程度区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例の一
部を改正する条例について

(25久山町条例第 2 号)

議案第 4 号 久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
について

(25久山町条例第 3 号)

議案第 5 号 久山町営住宅条例の全部を改正する条例について

(25久山町条例第 4 号)

議案第 6 号 久山町下水道条例の全部を改正する条例について

(25久山町条例第 5 号)

議案第 7 号 久山町道路占用条例及び久山町法定外公共物管理条例の一部を改正
する条例について

(25久山町条例第 6 号)

議案第 8 号 久山町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について

(25久山町条例第 7 号)

議案第 9 号 久山町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

(25久山町条例第 8 号)

議案第10号 久山町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定め
る条例の制定について

(25久山町条例第 9 号)

- 議案第11号 町道路線の認定について
議案第12号 町道路線の廃止について
議案第13号 町道路線の変更について
議案第15号 久山町土地開発公社の解散について
議案第16号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について
議案第17号 平成24年度久山町一般会計補正予算（第6号）
議案第18号 平成24年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第19号 平成24年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第20号 平成24年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第21号 平成24年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）
議案第22号 平成25年度久山町一般会計予算
議案第23号 平成25年度久山町国民健康保険特別会計予算
議案第24号 平成25年度久山町後期高齢者医療特別会計予算
議案第25号 平成25年度久山町下水道事業特別会計予算
議案第26号 平成25年度久山町水道事業会計予算
発委第1号 久山町議会委員会条例の一部を改正する条例について

(25久山町条例第10号)

日程第4 意見書について

- * TPP（環太平洋経済連携協定）への不参加を求める意見書

日程第5 陳情について

- * 「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出
を求める陳情

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番	池 松 巖 根	2番	實 渕 英 介
3番	阿 部 賢 一	4番	有 田 行 彦
5番	吉 村 雅 明	6番	佐 伯 勝 宣
7番	佐 伯 國 廣	8番	松 本 世 頭
9番	本 田 光	10番	木 下 康 一

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

2番	實 渕 英 介	3番	阿 部 賢 一
----	---------	----	---------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町 長	久 芳 菊 司	副 町 長	只 松 輝 道
教 育 長	中 山 清 一	総 務 課 長	安 部 雅 明
政策推進課長	安 倍 政 明	教 育 課 長	伴 義 憲
町民生活課長	久 芳 国 重	会 計 管 理 者	石 橋 邦 英
税 務 課 長	井 上 嘉 明	健康福祉課長	角 森 輝 美
財 政 課 長	矢 山 良 隆	田園都市課長	大 穂 正 巳
上下水道課長	実 渕 孝 則		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	國 崎 和 男	議会事務局書記	笠 利 恵
総務課長補佐	原之園 修 司	総 務 課 主 査	阿 部 桂 介

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（木下康一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですが、ここで確認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木下康一君） 議事日程。日程第1、会議録署名議員の指名。久山町議会会議規則第119条により議長指名。2番實渕英介議員、3番阿部賢一議員を指名いたします。

日程第2、諸般の報告。福岡県介護保険広域連合議会の報告。町長より報告を受けます。北筑昇華苑組合議会の報告。池松巖根議員より報告を受けます。粕屋南部消防組合議会の報告。議長より報告をいたします。篠栗町外一市五町財産組合議会の報告。實渕英介議員より報告を受けます。

日程第3、議案審議の方法。上程されている議案第1号から議案第13号及び議案第15号から議案第26号並びに発委第1号を一議案ごとに審議の上、採決を行う。議案審議は以上のように行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

日程第4、意見書について。TPP（環太平洋経済連携協定）への不参加を求める意見書。委員長の報告を受け、審議の上、採決を行う。意見書は以上のように取り扱いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

日程第5、陳情について。「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳情。委員長の報告を受けて、審議の上、採決を行う。陳情は以上のように取り扱いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

以上の日程で本日の会議を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 諸般の報告

それでは、日程第2により諸般の報告を行います。

最初に、福岡県介護保険広域連合議会の報告を受けます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 福岡県介護保険広域連合議会の報告をいたします。

去る1月28日に平成25年福岡県介護保険広域連合議会第1回定例会が福岡市内のホテルレガロで開催されました。会議の内容について御報告いたしたいと思います。

提案されました案件は、条例制定に関する案件並びに平成24年度の福岡県介護保険広域連合一般会計補正予算外8つの案件が提案されました。議案は8件とも賛成多数で可決をしております。

まず、議案第1号ですが、福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定についてでございます。これは介護保険法等の一部改正により指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等について条例で定めることとされましたことに伴い条例の制定を行うものであります。

議案第2号は、福岡県介護保険広域連合嘱託職員の任用に関する条例の制定についてでございます。広域連合において嘱託職員を常勤雇用する場合の給与及び勤務条件等に関し必要な規定を整備するものであります。

次に、議案第3号平成24年度福岡県介護保険広域連合一般会計補正予算（第1号）でございます。既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,039万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億9,295万4,000円とするもので、主な歳出内訳は職員手当等の人件費の減額によるものでございます。

次に、議案第4号は、平成24年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）で、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4億4,382万9,000円を追加し、予算の総額を609億2,173万4,000円とするものでございます。主な内容は、歳入では最終決算見込みに伴う保険料及び負担金の減額でございます。歳出では基金積立金の増等によるものでございます。

議案第5号は、平成25年度福岡県介護保険広域連合一般会計予算でございます。平成25年度の予算は歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,980万6,000円とするもので、対前年度予算の1.8%の増となっています。

議案第6号は、平成25年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ625億7,074万9,000円とするものでございます。対前年度予算比3.4%の増となっています。

議案第7号は、福岡県介護保険広域連合広域計画の改定についてでございます。今回の

改定は、平成25年度から30年度までの6年間の福岡県介護保険広域連合の事業運営における基本方針並びに基本計画の指針となる計画を改定するものでございます。

議案第8号は、福岡県介護保険広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

以上、概要について説明し、報告とさせていただきます。

なお、詳しい内容につきましては、後ほど議会事務局で閲覧できるようにしておきたいと思っておりますので、ご覧いただければ幸いです。

以上で報告を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、北筑昇華苑組合議会の報告を受けます。

池松巖根議員。

○1番（池松巖根君） 北筑昇華苑組合の会議関係の報告をいたしますが、本来なら昨年の12月議会で報告すべきでございましたけれども、病弱のために欠席をいたしました。したがって、本会議場で報告をさせていただくことをおわび申し上げたいと思います。

平成24年11月5日に古賀市役所において開催されました。当日の会議は、出納検査報告ほか2、3の報告事項がありまして、それらを承認をした後に3項の議案提案がなされました。いずれも全会一致の賛成によって可決をいたしました。

議案第3号は、平成24年度組合会計補正予算について、歳入歳出予算にそれぞれ1,407万6,000円を追加して、歳入歳出の総額をそれぞれ2億6,349万3,000円とするものがあります。歳入繰越金500万円に前年度繰越金より1,407万6,000円を補正し、合計1,907万6,000円とするもので、総務費793万円を補正、葬祭会場費614万6,000円の補正で、総務費は財政調整基金積み立てとして、葬祭会場費は管理運営費の嘱託職員の賃金及び昇華苑耐震診断委託料であります。

議案第4号は、平成23年度組合会計決算の認定について、歳入総額2億5,408万6,074円でございます。歳出総額2億3,500万9,864円でございます。歳入歳出差額1,907万6,210円の決算であります。

主な歳入は、分担金及び負担金、総額1,885万4,000円で、久山町の経常費分担金は15万9,000円であります。負担金としては57万7,000円で、分担金は総額のうち均等割20%、人口割80%、それから負担金は均等割30%、利用者割10%、人口割60%で計算されたものであります。使用料及び手数料は1億9,938万8,212円、予算額よりも1,152万4,000円の増であります。久山町の使用状況は平成23年4月から24年3月まで78件で、総使用料から見て1.9%であります。その他財政収入、繰越金等ではありますが、詳しくは資料を控室に準備しておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に、25年度第1回の定例会議が本年の2月13日、古賀市役所において開催されました。議題は24年度組合会計補正予算案（第2号）について、さらに25年度組合予算について提案をされました。

補正予算では、使用料158万4,000円の増に伴う総務費及び葬祭場費を補正するものであります。具体的には別資料を御参照いただきたいと思います。

予算では、歳入歳出総額2億4,716万円で、前年度比225万7,000円の減になっています。歳入歳出項目及び予算については、前年度比大差なく、いずれも慎重審議の結果、満場一致で決定をいたしました。

具体的な内容については、別控室に資料を準備しておりますので、御参照いただきたいと思います。

その他、任期満了に伴う監査委員の選任についてであります。現行監査委員三浦正氏を再任することに同意をいたしました。

以上、北筑関係の報告といたします。

○議長（木下康一君） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を私より行います。

去る2月22日に開催されました平成25年第1回粕屋南部消防組合議会定例会の報告をいたします。

日程事件は、発議1議案、議案6議案、一般質問3件であります。

まず、発議第1号は、粕屋南部消防組合議会会議規則の一部を改正するもので、地方自治法の一部が改正され、本会議において公聴会の開催、参考人の招致ができることに伴い、粕屋南部消防組合議会会議規則の一部を改正するものであります。

次の議案第1号は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するもので、地域社会における共生の実現に向けて新たな傷害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正を行うものであります。

次の議案第2号は、粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、粕屋中南部休日診療所の診療日に8月13日を追加し、さらなる住民医療サービスの向上を図るもので、これにより8月13日、14日、15日が診療日となります。

次に、議案第3号平成24年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,975万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,658万円とするもので、歳入の主なものは分担金3,325万円の減額補正と繰越金1,250万円の増額補正し、歳出においては総務管理費550万円、消防費1,235万円、

公債費190万円の減額をするものであります。

次の議案第4号平成24年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ573万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,380万9,000円とするもので、歳入の主なものは繰越金551万5,000円、雑入19万9,000円の増額、歳出の主なものは総務管理費63万2,000円、予備費662万5,000円の増額補正と保健衛生費152万2,000円を減額するものであります。

次に、議案第5号平成25年度粕屋南部消防組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億891万1,000円と定めるもので、歳入の主なものは分担金18億3,610万6,000円、手数料300万円、国庫補助金1,236万4,000円、繰越金500万円、諸収入544万円、組合債4,700万円であります。

歳出の主なものは、議会費166万7,000円、総務費7,135万8,000円、消防費16億764万4,000円、公債費2億2,424万2,000円、予備費400万円となっております。

次に、議案第6号平成25年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計予算ですが、歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ3,811万円とするもので、歳入の主なものは使用料2,700万円、繰越金1,100万円、財産収入8万1,000円であります。歳出の主なものは総務管理費23万9,000円、保健衛生費3,322万1,000円、予備費464万9,000円であります。

以上、発議、議案は全て原案どおり可決されました。

一般質問は、幼児3歳から5歳の防災教育の実施について、粕屋中南部休日診療所の充実について、防災センターの活用についての3件であります。

以上で粕屋南部消防組合議会定例会の報告を終わります。

次に、篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を受けます。

實渕英介議員。

○2番（實渕英介君） 諸般の報告をさせていただきます。

去る2月27日招集されました糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会定例会の審議結果について御報告いたします。

今定例会には、議案第1号、議案第2号の2議案が提出され、2議案とも原案どおり可決承認されました。議案の内容につきまして概要の説明をいたします。

まず、議案第1号平成24年度一般会計補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ95万4,000円を減額して予算の総額を6,462万8,000円とするもので、主な内容は歳入で県からの造林補助金が150万円の減、生産物売払収入420万円の減となり、これを補うため財政調整基金420万円の取り崩しが行われております。



また、歳出におきましては、林業総務費として宇美・須恵事業区の作業委託に伴います54万6,000円の増、歳入の不足額調整のため予備費を130万円減額し調整を行っております。

補正は以上でございます。

次に、第2号議案平成25年度一般会計当初予算でございますが、予算の総額を5,440万2,000円とするものでございます。昨年と比較いたしますと12.4%増の予算となっております。

主な内容は、歳出では、議会費が166万6,000円、総務費561万1,000円、事業費4,582万4,000円、公債費が20万1,000円、予備費110万円であります。

一方、その財源となります歳入につきましては、構成団体であります市町村の負担金が1,870万円、うち久山町の負担は340万円でございます。県補助金が1,950万円、財産収入1,239万9,000円、繰越金100万円及び諸収入として280万円が見込まれております。

平成25年度予算の概要は以上でございます。

以上、今回の議会に提案されました2議案につきまして概要を御説明いたしましたが、議会資料を控室に置いておりますので、必要があれば参考にさせていただきたいと思っております。

これで篠栗町外一市五町財産組合議会2月定例会の報告とさせていただきます。終わります。

○議長（木下康一君） 以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案審議

○議長（木下康一君） 次は、日程第3により議案の審議を行います。

まず、議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを採決いたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第2号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号久山町障害程度区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第3号久山町障害程度区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようですので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第4号久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号久山町営住宅条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようですので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第5号久山町営住宅条例の全部を改正する条例についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号久山町下水道条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようですので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第6号久山町下水道条例の全部を改正する条例についての採決をいたしま

す。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号久山町道路占用条例及び久山町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようですので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第7号久山町道路占用条例及び久山町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号久山町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようですので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第8号久山町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号久山町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第9号久山町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号久山町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第10号久山町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号町道路線の認定についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第11号町道路線の認定についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号町道路線の廃止についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第12号町道路線の廃止についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号町道路線の変更についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第13号町道路線の変更についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号久山町土地開発公社の解散についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

本田光議員。

○9番（本田 光君） 15号議案の久山町土地開発公社の解散についてということでもありますけれども、町長からも再三今まで説明を受けたところであります。しかし、これから公社が抱えていた土地を町が買い戻して、どうそれを生かしていくかという立場から見た場合、また旧かつての公社の塩漬け土地みたいにならないような、そして同時に家屋に隣接した

小さな三角形とかさまざまな土地が公共用地としてありますが、順序よくそういうのを売却していくというか、それはもう現実されているんじゃないかと思います。そうした関係を含めて、今後の管理を含めてのあり方が問われてくるんじゃないかと思います。草が生い茂ったり、あるいはまた苦情等あたりが発生する可能性が大いに出てくると思いますし、私自身も公社関係は当然解散して、そして本当に今まで公社そのものがどうしても先行取得という形で町と公社という関係が表裏一体だというふうにかつての町長のときにも質問してきた立場でもあります。解散することには大いに私はこれ賛同いたしますが、そういう町が買い上げた土地の管理のあり方、それとそれをどういうふう処理していくかという関係についての町長の所見をお尋ねしたいと思ってます。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 公社を解散してということは、もう公社の土地を町が引き取るという形になりますので、議員おっしゃったように、管理については公社がやってた同様に町になった場合は町のほうで管理は行っています。

それから、今まで土地開発公社というのは町の事業に対する先行取得をして、その役割を終えたわけですから、その事業残地というのがおっしゃったように、特に農地あたりがありますので、これは極力隣接者、もう隣接者を買ってもらうしかないんですよね、通常は、小さな部分ですから、これはまたそういう公募なり隣接者に当たりながら処分をしていきたいと思っています。

もう一つは、大きなプロジェクトの関係で特に石切、藤河ですかね、黒河と、これは事業未執行という形で残っていますので、極力次の活用を図っていききたいと思っています。そういう活用できる土地は早期に処分なりということを計画的にやって、今ちょうど土地の整理を今度公社から受けて町の財産台帳、もともと調整をやったので、これが全て町有地になりますので、きちっとしたまず財産台帳の整備をまずはやっていききたいと思っています。

○議長（木下康一君） 本田光君。

○9番（本田 光君） 議案は第15号、第16号と関連いたしますけども、今町長も言われたように、実際この農地の所有しとる関係で、これはかつて県の土地開発公社のほうにも私が確認しましたが、土地開発公社が農地そのものは実際買えないというふうにも言っていました。しかし、今町長の答弁から見ますと、隣接した所有者に売却していきたいという、ですから是非一つ一つ処分しながら、最善な方法に持っていっていただきたいと思っています。今、第1回目の質問である程度わかったんですが、再度町長、答弁願いたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 管理処分を適正にやっていきたいと思っています。

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、賛成の討論お受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） それでは、これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号久山町土地開発公社の解散についてを採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第16号第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成24年度久山町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと

と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第17号平成24年度久山町一般会計補正予算（第6号）の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成24年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第18号平成24年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成24年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第19号平成24年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成24年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第20号平成24年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成24年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第21号平成24年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成25年度久山町一般会計予算を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

有田行彦議員。

○4番（有田行彦君） それでは、2つほど質問させていただきます。

1つは、ページ44ページの13節草場地域住環境整備測量調査、調査委託料300万円についてはお尋ねします。長年にわたっての懸案であります草場地域の開発、しかしながら今回の件について疑問があります。委員会でも御質問しましたけれども、町長の考えをお尋ねしたいと思います。

ここは土地購入ができる約束事があるのか、25年度に土地が購入できるという調査測量なのか、現在町道として認定しておる道路も、底地はまだ麻生さんの土地である、そういう中での300万円について非常に疑問を感じるものであります。

それから第2には、ページ72ページですね、ページ72ページの4目13節委託料ですね、健診ですね、健診の委託料、昨年24年度のMRI、脳ドックの健診は抽せんをしなくてはならないほど応募者が多かったわけですね。抽せん外れた町民の方は今年MRI、脳ドックの健診があるのではと期待しているのではないかと思います。そういう中で健診の委託料が入ってないのはどういうわけなのか、ちょっとこの2点について、これも委員会でお尋ねしましたけれども、町長の御意見をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 1件目の草場の住環境整備の予算について、300万円計上していますが、測量、これは確定した予算というわけではございません、確定した予算といえますかね、一応麻生さんの住宅跡地というのがありますけれども、いずれにしても草場をこれはある程度町も力を入れて住環境整備しないと草場地区の活性化はできないと思っていますので、今麻生さんのほうとちょっと協議してるのは、麻生さんのお考えとしては、麻生であの土地を自らやるという形じゃなくて第三者に、あそこ猪野地区をやりましたけど、ああいう形で住宅整備をやりたいなというお考えをちょっと持つてあるので、これをちょっとまだ今から協議を進めて、そういう形で麻生のほうにやってもらうのか、それとももう一つは住宅だけでなく住宅開発の整備をやろうとすると、やっぱり周辺の道路もそうですけれども水路改修あたりもやらないかんで、そのための測量調査予算を今回計上させていただいています。ただ、これが今後の麻生との協議でちょっとまた変化するかもしれませんが、もう一つのやり方としては、まちづくり交付金事業というのがあるんですね。これは既存のそういう宅地だけでなく既存の住宅、特に旧いいわゆる炭鉱住宅がそのまま払い下げられて残ってて、道路も非常に4メートル以下というような形、それから二連長屋になってるようなところもあって、これを一緒にそういう交付金事業の中でやるという方法もあるんじゃないかなと思ってます。ただ、これは全体的な草場の整備計画を立てていかないかんとということもあるし、どれだけ交付金事業で整備ができるのかということと、実際に住んである方たちがその事業に乗ってこられるかどうかという問題もある

りますので、これをちょっとまたもう一つのほうではちょっと研究したいなと思っていますが、今回上げてる予算は麻生さんが自分の土地を住宅整備されとるのとあわせて町の方に行って水路改修、その他道路関係の整備も麻生と一緒にやろうということで測量調査費300万円を計上させています。

それから、健康関係ですけども、昨年行いました24年度に行った脳ドックといいますか脳の検査というのは、これは一応24年度単年の事業ということで九大のほうでやられていますので、今年度これをやるということは、まだ聞いていません。

以上です。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○4番（有田行彦君） 草場地域についての水路とかの改修のためという意味はわかります。

通常でしたら土地の売買をするときは売り主さんがここからここまで私の土地ですよということで測量して、あるいは図面等を描いて買い主であるところの人にお渡しするわけですね。それで、私はそういう類いのものであるのかなと、そうすると、ある意味では期待しとったんですね。これ何で期待しとったかという、私が議員になる前からの、あるいは議員になったすぐからの私自身の公約であったわけですね、草場地域の人に対して何とかここを草だけが生えるんじゃなくて住宅開発をできるように私も議会で頑張ってますということでしたので。しかし、水路あるいは道路ということのためということであれば、それはそれなりに理解をしますけれども、できたらそれ以上の踏み込みがあってしかなるべきじゃないか。いわゆるこれを幸いにして道路を町道に認定するということについての、例えば底地を久山町にしてほしいというような麻生さんあたりの働きかけ、そういうことは是非すべきだと。今、現状どういうことをしてるかという、あそこ公共下水道が既に建築確認の公道として許可をしておりますから、こういうことを先にやる必要がある。その点、どういうふうにお考えなのか、その後、住宅開発のための土地の売買についての麻生さんの協議は是非一つ働きかける必要がある、猪野の白谷地域のように是非やっていただきたい。

それから、MRIにつきましては、あれだけ応募者があったんですね、町民の中に。だから、これは九大がすべき問題なのかなと言われたときに、町民があれだけ応募しとるんだから、これは町が主体となってやる必要があるんじゃないかと私は思いますよ。これ町民のために九大が還元してるという気がしますね、町民の皆さんが健診に応募していただいてる、協力していただいているその還元の意味もあるかもわかりませんが、あくまでも町民のためにやるということですから、これは一つのきっかけだと思いますよ、九大がやっていただいたのが。そやけん、町民は、ああ、ありがたい健診があつてると。これは町

長、さっきの答弁じゃ、25年度は九大がということですけども、九大がじゃないんですよ、これ、町がすべきことだと私は思います。もう一度答弁をお願いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 草場の関係は、先ほど言いましたように、底地は麻生さんでございますので、ただ議員がおっしゃってるように、今の状態で、ただぼんとあそこの土地に家を建てるだけじゃ住環境整備になりませんので、当然全体的な底地になってる道路の底地の問題、こういうものを全部協議してきちっとした形で環境整備をしたいなと思っています。そういう形での準備測量調査費として今回上げさせていただいてますので、それを町が買収してやる形もありますけど、麻生さんは自分でやってもいいよということでおっしゃってますので、これは今後また協議しながら進めていきたいと思っています。

それから、脳ドックは、議員おっしゃってるのは、ちょっと前回の24年度九大がやったのは、国の厚生省からの依頼を受けて認知症の関係のそういう研究の一つの事業として国から補助金を得て移動のMRIをしたわけでございますので、その対象者を何人必要だということとして、それで余裕枠があったから一般町民の方に検査をしたというようなことで、これを町がせないかんて、それはしたにこしたことないけど、それはふだんどこもやってあるように個人の方が必要に応じて脳ドック検査を受ける、これはしていただかないと、高度医療を全部町でやれって、それはちょっと無理なことでございます。前回は一つのサービスとして一般年齢対象者以外の方の枠を広げて検査を受けていただいたわけで、あくまでも全体のはそういう医療研究のために60歳以上の方を対象として脳ドック検査を、これに対して厚生省がそういう予算の支援をしたという事業でございますから、それが来たから、全部の町民を、これはちょっとまた違う話だろうと思っています。

以上でございます。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○4番（有田行彦君） ちょっと私もしつこいようでございますけれども、草場地域については、本当に私は期待というか、それこそ議員になる前からのお願い事でございます。それで、やはりこの機会に是非ひとつ麻生さんと積極的に、やっておられるとは思いますが、あそこの土地を何とか住宅化して、そして草場地域に活性化を起こすというふうに努力していただきたいと思います。

それから、MRIにつきましては、これは町民のためで町民がこれだけ期待した健診って今までなかったと思いますよ。呼びかけんでちゃ抽せんにせないかんほど希望者があっておると。そしたら、今度町がやろうと思っとるのはどんな。やる方法はあるんじゃないかという気がしますよ。お金のほうに町長がこだわってあるならば、今基金あたりも残っ

てるじゃないですか。町民の健康の町だと一方では言っておりますけども、やはりこういった町民が希望するような健診は続けてもらいたい、そしてその中で何で私がこれしつこく言うかという、抽せんにも漏れた方、抽せんにも漏れた方がおいでになるということなんです。ほいで、健診を受けてください、受けてくださいと言うて、受けられん方が多いというんじゃないんですよ。抽せんにも漏れた方がおいでになるような町民がたくさんおいでになる。その人たちは、今度は、よし、今度次にあるときは自分もまた受けようと、そういう期待があると思いますよ。その点、もう一回お願いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 草場については、私は住宅だけでなく住環境整備をやるべきだと思っておりますので、やっぱり麻生さんと、底地はほとんど麻生さんですから、麻生さんと協議して、議員がおっしゃってるように、私としても是非草場の活性化を進めたいと思っております。

それから、MRIの件ですけど、何度も言うんですけども、町は病院じゃございませんので、どこまで健診を追求していく、これは予算の財政との経費、これは限界ですよ、幾ら基金があるというても、基金はそんなにないですよ。今度改修もやるし、幼稚園問題もあるし、基本的に健康管理は久山町の健診というのはすごい高度な健診をやってるわけですから、ただ言ったように一事業を昨年やったから、それをずっと続けると、これをやりよったら切りがないんですよ。あくまでもそれは町民の方も御理解されてると思いますので、単年度の事業ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（木下康一君） ほかに。

佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） 私は45ページ、14目のまちづくりプロジェクト推進費、13節ですか、委託料、プロジェクト事業実施計画策定支援業務委託料として、昨年、前年度と同じく630万円ついております。コンサルへの委託料ということでございまして、今まではチームでやっていたものが、これからは課としてまちづくりを推進したいということですが、具体的なプラン、お考えというものがありませんでしたら、ちょっと承りたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 具体的プランというのは、前回議員さんにもプロジェクトの経過説明ということをしたと思うんですけども、あの中の一つの、特にこれはこれから今年やっていこうとするのは食の広場、それからそれにかかわる事業がメインになると思いますが、最終的に斉藤さんがおっしゃってるように久山町の強みを出していくには、今回のプロジェクトもそうですけども、町の健康という、これをどう事業として、あるいは情報発信と

してやれるかという、こういうコンセプトで今回の事業も組み立てていくんですけども、もう一つは今さっきあった久山町の健康づくり、これが医療事業あたり、久山町で最終的に健康の町などはそこでそういう医療保健事業あたりが事業としてできないかと、こういうことも目指しはしてますけど、当面はそういう農と観光といいますか、食と農といいますかね、そういう事業をメインのプロジェクトとしてやっていく、その指導とあわせて、今度事業化するときにはそういう橋渡しといいますか、あるいは事業をする人たちをリサーチしてもらおうとか、そういう形の指導を今回のここに上げてる予算に当たって実行したいと思っています。

○議長（木下康一君） 佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） わかりました。今後の成り行きといいますか、いい形になりますように私も期待したいと思いますし、またそういったこういった計画を進める中で、また節目節目で私ども議員も、また経過などを伺う機会があればと思います。そういう中でまた質問も出てくるだろうかと思いますけれども、またそのときは一緒にいい町にするために考えていくということで、私ども議員も頑張りたいと思いますので、またそのときいろいろ情報などをいただけたらと思います。

以上です。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ありがとうございます。やっぱり議員の方にもよく理解していただいで一緒にやっていかないとうまくいかないと思っていますので、前回のようにある程度段階段階で皆さんにもまた御報告し、また御意見等をいただきながら進めてまいりたいと思います。

○議長（木下康一君） 吉村雅明君。

○5番（吉村雅明君） 今の佐伯議員とのあれでちょっとダブるんですけども、もう少し聞きたかったんですけど、私は一般質問の中でまちづくりの件については質問をいたしました。その中で町長にもお願いしとったと思うんですけど、大体このまちづくりの年度というか目標というか目標年度というか、そういう形は大体いつぐらいまでにこのまちプロジェクトの関係を考えられておられるのか、これをお聞きしたと思うんですけども、回答ないまま、ちょっと私も2回目の質問で終わらせていただいたというのもありまして、具体的にこれもあわせまして、この点について是非お聞きしたいと。というのは、やっぱりこのまちプロジェクトについても、私が質問した中で、全体的な町長の決意等について、また職員のやる気等についても十分わかりました。しかし、私が言ったような夢物語的な事業内容でもあるし、その点を含めて何とか町の現状を変えてほしいと私もそう思うし、町長も

あのときはっきり言われた、それらを含めて、今後このまちづくりプロジェクトを課まで変えて対応しようという決意も含めて、大体どれぐらいまでの時期でこれをやり遂げようという決意なのか、そこをちょっと最初ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） プロジェクトに関しては、私の任期は4年ですので、4年という形なんですけど、プロジェクトもいろいろありまして、今度の総合計画の中でこのような魅力あるまちづくりを進めていこうという形を10年を一つのスパンとしてやってるんですけども、ですから今観光プロジェクトあたりでいろんなイベントをやろうとか、あるいは魅力ある景観づくりをやっていく、これは何年度までというよりも、今からスタートするという形だろうと思います。ただ、事業につきましては、今度道の駅という直販所等を造って、それに食の広場あるいは農園とか、一つのちょっとしたテーマパークじゃないですけど、一つのセットした事業というのを今進めようとしています。これは27年度を目標にしています。当然それで終わりじゃなくて、これはそういう直販所なり道の駅なり食の広場を持ってくるのが27年度、当然その前にいろんな土地利用の問題、それから都市計画における規制の問題も外していかないかとか、そういうのが、準備期間が2年ぐらいは必要だろうということで、27年度あたりにその目標の設定年度を置いています。これで終わりじゃなくて、これから今度はこの前の百姓談義じゃないんですけど、ここでやっぱり観光と農業との、これをどうコラボレーションといいますか、リンクさせながら発展させていくかということがありますので、そういう面ではこれも目標年度というのはちょっと設定はできませんけれども、ただ事業年度は今言った具体的な今進めようとしてる直販所なり道の駅、食の広場、一つのそういうまとまったテーマの部分については27年度を目標に進めてまいりたいと思っています。

○議長（木下康一君） よろしいですか。

ほかに。

阿部賢一議員。

○3番（阿部賢一君） ちょっと町長にお尋ねしたいとですよね。今回、魅力づくりというようなことで町の活性化というようなことでさくら祭りが計画してあるとですが、町長に聞きたいのは、魅力づくりということで桜のことを取り上げて、外部からのアドバイスもあったかもわかりませんが、私はちょっと聞きたいのは、せっかく猪野一上山田間にあった桜の木、それと山田小学校にあった桜の木を切られましたね。それは記念行事で植えた桜は焚き物になってしまった。そういうことをさておいて、町長も実際記念行事のときに

は参加されて植樹されたということははっきりわかってると思いますけど、そういうふうなことはこっちに置いて、魅力づくりというようなことは大事なかな、私も賛成はしますが、まず山田校区に歩道を整備しながら、あの桜並木というのはずっとあったんじゃないかというふうな思いが強いわけです。それをあたかもどここの地区がされよるような格好でされると、さっき申しました記念行事で植えた桜を簡単に切っていいもんかいなという思いが強いもんですから、もう少し事業を進めながらこういうふうな祭りの計画はやる必要じゃないか。

それと、地域が地域がというふうなことで盛り上がってきた部分は大いに酌み上げてもらいたいなということで、今回あの地域が今までされよった部分で盛り上がってきたのなら、私はそれは何も言いはしませんが、それも地域で盛り上がっていきよるのは下久原にしても菜の花畑を造るとか、上久原に行けば大いに私は評価しちゃうんじゃないかなと、かかし祭りがあります、これもひとつあそこの起爆剤になったかな、いろんなこと総合して、やはり今度首羅山の認定にもなれば、計画はありましようけど、遊歩道を造りながら猪野公園まで行くとか、総合的に見たときのそういうふうな魅力というのは作ってもらいたいなと。ちょっとそういうことで、町長も桜の木が消えたって、あれは30周年記念の事業で、私もそういうふうなことでちょっと調べたときには記念行事で植えられた、婦人会と町職員が。そこで、ちょっとどげん考えてあるかって、ちょっと聞かせていただきたいなあと。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 議員がおっしゃったように、記念事業で当時の婦人会の方が植えられたというのは私のほうで聞いていました。

まず、山田については、そういうのを十分わかってはいたんですけども、これは地元通学路にもなってるし、バスのあそこが沿線になってるということで、ただ記念事業で植えられたとはいえ、かなりの年数たっても、桜の並木としての状況ができなかったんですよ、議員もおわかりだと思いますけれども、山桜植えられたけど、それは一つの木としてなりましたけれども、じゃ記念事業で植えたから、もう永久にそれを変えられんのかというのがあります。山田については交通障害ということもあって、危ないということもあって、地元の区長さんあたりも協議されて撤去したということでございますので、確かに議員おっしゃるように記念事業で植えられたものを撤去するのは忍びないんですけども、ある程度年数がたって現状をもう一度チェックしたときにやっぱり切らざるを得なかったというのが状況があったということが一つでございます。大変申しわけない。ただ、久原についてもそうですよね、久原についてもそうなんですけど、あそこも唯一のバス路

線になって車が離合する、子供たちという形で、どうしても少し障害になるということで何本かは切らせていただきました。そのかわりに花壇を幼稚園児、小学校が通る道ですから、それに合った花壇づくりをやりましょうという形でやったんですよね。確かに記念で植えられた方たちに対しての気持ちはあったんじゃないかなと思いますけれども、20年、30年たって、あれが本当の桜の並木みたいな形で残ってくれば、それが一番ありがたかったんですけど、当時は余り歩道とかという、そういう感覚もなかったんじゃないかなと思いますので、やむなく切らせていただいた、そのかわりきちっとそれにかわるものということで整備をさせていただいてるということでございますので、御理解をいただきたいなと思ってます。

それから、今度の猪野のさくら祭りというのは、この地域のためにとか、そういう形じゃないんですよ。余り地域にこだわると、もう少し町全体で町の魅力を上げていかないかん、そういう中で今おっしゃったように下久原も菜の花植えて景観作りをやるのか、上久原もコスモスを植えたりかかしを造って今年はかかし祭りをやるのかという、これは大いに結構なことだし、町としても当然そういう地元から菜の花植えたいけど、コスモス植えたいけど、種代ぐらいは何かしてくれんかということで、そういう援助はまちづくり事業の中でやってるんですよね。だからといって今回のさくら祭りというのはそうじゃなくて、町の一つの町外者も町内者も対象とした町のイベントとしてあそこに今回さくら祭りを仕掛けようとしてるわけですから、猪野地区だけとかそういう意味での祭りじゃないということはまず御理解いただきたいと思います。町としていろいろそういうプロジェクトの中で検討したときに、やはり久山町で観光資源の一番強い魅力があるというのはやはり猪野地区じゃないか、そしておっしゃったように猪野地区だけで終わらない、これが桜山があって首羅山があって、そして上久原のそのかかし祭りがあれば、そういうルートもまた造っていかないかんだろうし、これは猪野地区の盛り上がりをも町が仕掛けようとしてるんじゃないで、町として猪野を一つの観光エリアという形で今後整備していきたいなという、その一つのイベントとして久山町の今まで自然の物を使った祭りというのはなかったから、これをやろうという形になってるということでございますので、その点をちょっと御理解いただければと思ってます。

○議長（木下康一君） 阿部議員。

○3番（阿部賢一君） 取り組みとしては、もう立派なことかなと思ひながら、私が町長がおんしゃれんとならよかとです。けど、町長が職員のときに実際植樹されよる部分もあつたもんじゃないえ、やっぱりそういうふうな一つの思ひがあつて、先輩たちが築いてきたよさが残つとつとに、ただ交通問題で、あれ邪魔になりよるとということで切られたとか、

何年かたって腐れてきたけん切ったとかということと、あの桜並木というのは喜ぶ人が多かった、やっぱりそういうような思いで記念行事で植えられたから、そういうような意味で、私は特にそこいらは先輩方が築いてきたというか、西鉄バスもそげえうんと通りよらんとい何の交通の邪魔になるかいなという思いが強いもんですから、それよりは何らかの形で、もう焚き物になってしもうた分はしょうがないという思いは強いとですよ。やはりそういうようなところはきちっと先輩のよさというか、そこいらは残してもらいたいなあというような思いがちょっとありましたもんですからね。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） もう議員おっしゃるとおり、私たちも本当にそのことは頭にあったから、申しわけないなという気持ちは大変あるんですよ。でも、結果的にこういう形になって申しわけないと思ってますけれども、これからも将来の人のために僕はきれいな自慢できるような通りとか並木とかというのはどっかに残していつておくべきかなと思ってます。というのは、時代が変わったといったら申しわけないんですけど、下山田のトリアスのところへずっと県がしてくれてますよね。ああいう植え方だと何の障害も出てこないんですよ。だから、今後将来のことを考えて、木が大きくなってもきちっと将来残すことができるよみたいな形で新たに取り組ませていただきたいと思ってますので、大変申しわけないと思っています。

○議長（木下康一君） よろしいですか。

阿部議員、いいですね。

松本議員。

○8番（松本世頭君） 私も2点ほど、まちづくりのことでございますけれども、さきの百姓談義のときにもお話ししましたように、Aコープももう近々なくなります。食と農を含めて道の駅等と検討してある。私は話を聞いておりますけれども、篠栗町の国道沿いのそういう話もちらほら篠栗町民からの話も聞きます。篠栗町にできる前に早く検討していただきたら久山町にもいいんじゃないかと思しますので、その辺についても話を聞かせていただきたいと思います。思っております。

それから、道路維持費の件でございます。下山田交差点改良といいますかね、あの辺の地権者との協議がうまくいってないと聞いておりますので、その辺の取り組みをまずお聞かせいただきたいと。そして、いつも言っておりますけれども、集落への町道の未舗装の部分ですね、下山田においては3カ所ありますけれども、今回1件は未舗装をかかるといってありますけれども、優先順位はいろいろありましようけども、できるだけ早く取り組んでいただけるように、その辺について、また町長のお話を聞かせてください。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 1点目の道の駅といいますか、そういう直販、久山スーパーの中、久山スーパーの問題はまた別個で、これはまたJAさんとまた協議をしていかなければならないですけど、道の駅といいますか直販所、これはまさに今取りかかろうとしているというわけで、先ほど言いましたようにすぐにはできないんですよ、やっぱり場所の問題、地権者の問題、それから土地の規制緩和の問題もあるんですが、やっぱりこれは慎重にしていかないと、基本的に道の駅という形のは、道の駅でやるなら、これはもう原則町でやらないかんという形、土地の買収からですね、そうすると数億円という予算が伴いますので、きちっとした計画を踏んでいかないと、安易に競争だけで時期を早めるわけにはいかないと思っていますので、この辺はちょっとそういう慎重を踏みながらも、先ほど言いましたように27年度を目標に進めてまいりたいと思っています。

それから、下山田交差点のところは、もう地権者の方との契約も終わってるし、別段トラブってることはございませんので、それと下山田のことだろうと思いますけど、未舗装については住宅地であれば早急にそういうふうに整備は進めてまいりたいと思います。

○議長（木下康一君） 松本議員。

○8番（松本世頭君） プロジェクトの件でございますけど、本当に大きな事業でございますので大変だと思いますけれども、まちおこしの一環で久山植木の周辺でも計画していただければ、椒房庵・久原本家・久山植木、また山の向こうのドリームホープ、そういうような経済ルートで上がりますので、大いにいろいろ検討して立ち上げていただきたいと思っています。

また、その次の道路維持の件でございますけれども、交差点のことは地権者との協議が済んだということでありまして、できるだけ早く進めていただきたいと。また、下山田地内の私が言っているのは、集落内でございますので、集落内への未舗装の部分については3カ所の内今年1カ所はいつていただくことで順次また予算をつけていただきましてお願いしたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（木下康一君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論をお受けいたします。

本田光議員。

○9番（本田 光君） 議案第22号平成25年度久山町一般会計予算に対して反対討論を行います。

す。

昨年12月、3年4カ月の民主党政権の失政、消費税問題、震災の対応、原発、TPP参加意向などぶれにぶれて国民の期待が広がりました。その結果は自民党にかわりましたが、国民の期待が広がったとは思いません。民主党にかわって安倍内閣が発足し、アベノミクスと称する経済政策がマスコミが期待を拡張させ、高支持率となっております。安倍内閣が掲げる三本の矢とする経済政策の特徴は、1つには財界と、アメリカ中心の、アメリカ一体の政治である。2つ目には景気対策としての大型公共事業中心の推進のため、そのため借金を補正予算で増額、前倒ししながら新年度予算だけを切り離して、あたかも財政健全化に向けて財政規律を保ったかのように振る舞いをしているのであります。国民の暮らしの予算は削減され、デフレ克服でなくデフレ促進ともとれる予算となっていると思います。

一方、生活保護の生活扶助基準を8月から最大10%も引き下げる意向を示し、さらに地方公務員給料の削減を自治体に要請するなどとしております。

今回の町の予算には入っておりませんが、いずれこの件は判断しなければならないと思いますけれども、町職員には家庭があり、生活がかかっており、削減すべきではないというふうに私は考えています。

政権がかわっても政治は変わらない、日本共産党は暮らしも経済も破壊する消費税増税やTPP（環太平洋連携協定）へ参加しないよう強く求めるものであります。

今、国の悪政から住民の暮らし、福祉、教育、農林業を大切にする施策の充実が強く求められております。本町において交通アクセスの充実あるいはまた国保、介護保険料、利用料についての低所得者、非課税者に対する軽減措置の強化、山田・久原町道1号線の延長整備、小・中学校の大規模改修工事、下水道事業の普及、1枚105円もする一般可燃ごみ袋、これは一般質問でもしたところでありますけれども、一向に考える余地はないというような状況でありますから、是非他町並みの引き下げを願いたいというふうに思っております。

また、ヘルスC&Cセンターの嘱託職員給与550万8,000円や体育振興費のケイマンゴルフ場の管理運営委託料500万円が上がっておりますけれども、これも貸し手から買い手を探して上物だけにするんですから、教育委員会がとにかくこの500万円をかえて横に滑らせてしていただいじゃなくて、買い手を探して売却すべきだというふうに考えております。

今、東日本の大震災、福島原発事故の真相究明とあらゆる英知を結集して収束、復興に全力を尽くすのが最大の課題であると思います。同時に久山町の防災計画、その強化、原

発ゼロ、そして自然再生可能エネルギーへ変換、暮らしと安全、地域を守ることが自治体の基本であります。したがって、本予算案の款、項、目を個別に見ますと、平和事業補助金、緊急雇用創出事業、社会福祉費、乳幼児子ども医療費事業、学童保育、道路新設改良費、田園居住区整備事業等々については大いに賛成できることがありますけれども、本予算案を総合的に見て賛成できないことを申し上げて、以上を指摘し、反対討論といたします。

○議長（木下康一君） 次に、賛成の討論をお受けいたします。

佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） 私は平成25年度一般会計当初予算に賛成いたします。

今回、一般会計52億7,000万円、対前年度比21.0%の増額でございます。これは土地開発公社解散に係る債務保証金12億9,000万円が主な要因でございますが、差し引きしますと例年並みと言えます。思えば昨年の当初予算、不況や大震災の影響で国の交付金が激減する中、財政調整基金から5億円を繰り入れ、町の優先すべき課題や緊急性、費用対効果の高いものに優先配分されました。賛成討論に私も加わりましたが、若干の窮屈感はあったかもしれません。しかし、今回政権が変わり、景気も回復傾向にある中、つくべきところに予算がついている、評価できるものと捉えております。今回、新たな試みであります海外外国語留学支援制度や首羅山の国指定の事業、観光プロジェクトなど執行部の攻めの姿勢に期待したいと考えます。特に注目しておりますのは、初期予算として80万円ですが計上されております町の農業特産品開発への研究費でございます。世は安倍総理のTPP参加表明で揺れており、我が久山町議会においても意見書が提出されております。確かに現実是非常に厳しく、不安はございます。しかし、今後自由競争の波にさらされるのであれば、日本人は食の原点に立ち返った農業を目指していくべきではないかと考えます。諸外国から入ってくる安価ではあるけれど農薬など安全性に不安がある農作物、日本はこれとは対極的なもの、おいしく安全であり健康によい農作物、我が久山町ならではの取り組みが可能であろうと確信しております。健康の町久山ならではの農業あるいは特産物の生産を目指し、町執行部におかれましては従来の固定観念にとらわれることのない思い切った政策を追求していかれることを期待します。こうした要望をつけ加えまして私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（木下康一君） 反対討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 賛成討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） それでは、これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号平成25年度久山町一般会計予算の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。

再開を11時15分といたします。

休憩に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） 再開いたします。

次に、議案第23号平成25年度久山町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第23号平成25年度久山町国民健康保険特別会計予算の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成25年度久山町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第24号平成25年度久山町後期高齢者医療特別会計予算の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成25年度久山町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

松本世頭議員。

○8番（松本世頭君） 第25号の86ページのところ質問いたします。

派遣職員給与費負担金1,300万円ありますけれども、委員会で質問ありましたけれども、今期雇用者5名は全員事務職員と聞いております。専門職員の育成と今後の職員について水道事業、上水道関係ですね、下水道関係の職員の育成についての取り組みの町長の考えをお聞かせください。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町村役場といいますか、は大体県とか大きな市あたりみたいな土木技術の資格を持った職員というのは、現状置いてない、一般職員としての採用でしてます。とはいうものの、一般職員の方たち、職員を3年、5年で動かしていくと、なかなか技術部署というのはせっかく覚えたなというときに異動してしまうと事業がなかなか停滞するといえますか、うまく課の運営ができないということもあるんですけど、それなりに今までやってきてましたけど、それじゃ人事がうまくいかない点もございますので、専門職を雇うわけにはいきませんが、そういう採用時にある程度土木系の人とか、あるいは一般社会人で受けに来る人とかを見きわめながら、技術部門にはある程度固定した職員を置いて、役場に入ってからそういう勉強をさせたりしながら、今後は土木、田園都市整備課、それから工務とか上下水道の工務あたりは全員じゃないですけど何かそういう技術を取得し、ある程度若い人が入っても指導できるような職員を何名か育てていきたいなと思っています。

○議長（木下康一君） 松本議員。

○8番（松本世頭君） 上水道も下水道も早いところはもう20年になりますけれども、今後いろんなところで問題が発生してこようと思います。是非職員の中に専門職を指導、育成をしていていただきたいと思います。そういうことについて答弁をお願いいたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） その方向で職員さんへのほうもまた考えていきながらやっていきたい

と思っています。

○議長（木下康一君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 賛成討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） それでは、これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号平成25年度久山町下水道事業特別会計予算の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成25年度久山町水道事業会計予算を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第26号平成25年度久山町水道事業会計予算の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発委第1号久山町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより発委第1号久山町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 意見書について

○議長（木下康一君） 次は、日程第4、意見書について。発議第1号TPP（環太平洋経済連携協定）への不参加を求める意見書を議題といたします。

本件について第2委員長の報告を求めます。

佐伯第2委員長。

○第2委員長（佐伯國廣君） 第2委員会で付託を受けましたTPP（環太平洋経済連携協定）への不参加を求める意見書について19日に協議いたしました。協議内容といたしましては、平成22年12月議会で同様の意見書を可決しました経緯はありますが、その当時と国内外の事情が変化し、安倍首相は世界、国内部の事情を勘案し参加することを決意された今日、久山町議会が不参加の意見書を国に提出するということについていろいろと議論をいたしました。今の時点でこの意見書を提出することは非常に疑問視という意見が多く、不採決にすることを全員で決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（木下康一君） ただいま第2委員長より報告がありましたが、これに質疑のある方はお受けいたします。

その前に注意しておきます。質疑は委員長に対して審査の経過と結果に対する疑義に限られておりますので、注意をしてください。

松本議員。

○8番（松本世頭君） では、質疑をさせていただきます。

今、全農連という多くの農家組織の代表が反対して上京している中、総理大臣は参加を発表いたしましたけれども、さきの百姓談義の中でもTPPに対する不安を持っている人たちがたくさんおられる中で、今議会で第2委員会において、私はもう少し周囲に配慮をして継続審議でもよかったのではないかと思います。委員長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 佐伯第2委員長。

○第2委員長（佐伯國廣君） この問題について、先に延ばすというような事案じゃございません。これは採決か不採決か、あるいは今申されましたように継続審議という方法がありますけども、この事案については不採決ということの言葉も出ましたけども、これはこの議会で時期が時期でもございますので、採決するべきという判断をいたしまして、なお首相の先ほど申しましたような大きな問題でもありますし、農業関係者においてもそれぞれな意見があるところでございますので、第2委員会としては継続審議という方法はとりませんでした。

以上です。

○議長（木下康一君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、賛成の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） それでは、これにて討論を終結いたします。

この意見書に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

発議第1号TPP（環太平洋経済連携協定）への不参加を求める意見書に賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（木下康一君） 起立少数であります。よって、本件は否決されました。

以上で日程第4、意見書についてを終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 陳情について

○議長（木下康一君） 次は、日程第5、陳情について。「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳情を議題といたします。

本件について第1委員長の報告を求めます。

松本第1委員長。

○第1委員長（松本世頭君） 御報告いたします。

「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳

情について、第1委員会において3月19日慎重審議いたしましたところ、2012年8月、子ども・子育て関連3法が成立され、子供の保育を受ける権利を保障してきた。一方、新制度は利用者補助などを柱とする仕組みであります。

また、衆議院で6項目、参議院で19項目もの附帯決議も付された内容等の調査等の御意見もありましたが、賛成多数で可決いたしましたことを御報告いたします。

○議長（木下康一君） ただいま第1委員長より報告がありましたが、これに質疑のある方はお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳情は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本件は採択とすることに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま採択されました陳情に係る「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」を内閣総理大臣ほか関係機関へ提出することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

意見書を関係機関へ早急に提出いたします。

以上で日程第5、陳情についてを終わります。

ここでお諮りいたします。

議会閉会中の継続調査について、議会会議規則第75条の規定によって、各常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配りました調査事項のとおり所管事務、所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中

— 平成25年3月定例会 —

の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成25年第1回3月定例議会を閉会したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議もないようですので、平成25年第1回久山町議会3月定例会の閉会を宣告いたします。

長期間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時30分